

令和5年度児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）の指導監査結果

第1章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

児童福祉施設には、児童福祉法による設置目的に沿って、サービスの質の向上に努めながら、利用者に適切な処遇を行うことが求められます。また、施設が有する専門的機能や福祉情報を積極的に地域社会に提供し、地域の福祉活動の拠点としての機能を果たす等、児童福祉事業の主たる担い手として多様な役割を果たしていくことに大きな期待が寄せられています。

その期待に応えるためには、安定的、継続的な施設運営及びコンプライアンス重視の姿勢が不可欠です。

こうしたことから、市では、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）に係る指導監査重点事項

I 教育・保育環境の整備について

- (1) 学級編成及び職員配置の状況
- (2) 認可定員の遵守状況
- (3) 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕・改善等の実施状況
- (4) 教育・保育を行う期間・時間の状況
- (5) 職員の確保・定着促進及び資質の向上の取組状況

II 教育・保育内容について

- (1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成状況
- (2) 指導計画の作成状況
- (3) 小学校教育との円滑な接続に関する取組状況
- (4) 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携状況

III 健康・安全・給食について

- (1) 健康の保持増進に関する取組状況
- (2) 事故防止・安全対策に関する取組状況
- (3) 火災・地震・水害・土砂災害等を含む非常災害対策の取組状況
- (4) 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況

第2章 指導監査の結果

1 指導監査の実施状況及び指摘事項の概要等

所管施設数（幼保連携型認定こども園） 27施設（令和6年3月31日時点）

指導監査実施施設数 27施設

		施設数	実施施設数に対する 指摘等の割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		15	55.6%
(内訳)	文書指摘のみ	(1)	(3.7%)
	口頭指導のみ	(13)	(48.1%)
	文書指摘及び口頭指導	(1)	(3.7%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		12	44.4%
指導監査実施施設数		27	

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

< 指摘事項の内容及び件数 >

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
適切な入所者処遇の確保の状況	0	6	6	20.7%
1 苦情受付窓口の設置など苦情解決処理への対応状況	(0)	(3)	(3)	(10.3%)
2 全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画の作成状況	(0)	(3)	(3)	(10.3%)
施設の運営管理体制の状況	2	7	9	31.0%
1 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	(1)	(7)	(8)	(27.6%)
2 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況	(1)	(0)	(1)	(3.4%)
必要な職員の確保と職員処遇の状況	0	11	11	37.9%
1 給与規程等の各種規程の整備状況	(0)	(4)	(4)	(13.8%)
2 職員への健康診断等健康管理の実施状況	(0)	(3)	(3)	(10.3%)
3 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況	(0)	(4)	(4)	(13.8%)
防災対策への取組状況	0	3	3	10.3%
1 消防計画の策定の状況	(0)	(3)	(3)	(10.3%)
合計件数	2	27	29	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

2 主な指摘事項

令和5年度の指導監査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例 番号	分類	指摘内容	項
1	直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況	園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置について、不足がある。	4
2	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	園則に規定すべき項目について、不足がある又は実態と整合していない。	5

<用語解説>

施行規則	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）
基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

事故防止の指針の整備、事故発生防止及び発生時の対応措置状況

事例番号	1	分 類	直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況
指摘内容	園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置について、不足がある。		
指 摘 例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項において、教育及び保育に直接従事する職員の数は「常時2人を下ることはできない。」と規定されているが、令和●年●月●日、●日及び●日において複数配置されていない時間帯があることを確認したので、適正に職員を配置すること。 なお、直接従事する職員とは同項に規定する職員であることに留意すること。		
解 説	園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を、複数配置していない事例です。 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項に、職員の配置について、「職員の数は、下記【年齢別配置基準】に定める数以上とする。」と規定されています。 また、令和6年4月1日から満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へ、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ改正されました。ただし、経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないものとしています。 【年齢別配置基準（新）】 ・ 乳児 園児3人につきおおむね職員1人 ・ 1、2歳児 園児6人につきおおむね職員1人 ・ 3歳児 園児15人につきおおむね職員1人 ・ 4歳児以上 園児25人につきおおむね職員1人 上記の合計数（※）以上 かつ 2人を下らないこと 【年齢別配置基準（従前）】 ・ 乳児 園児3人につきおおむね職員1人 ・ 1、2歳児 園児6人につきおおむね職員1人 ・ 3歳児 園児20人につきおおむね職員1人 ・ 4歳児以上 園児30人につきおおむね職員1人 上記の合計数（※）以上 かつ 2人を下らないこと		

	また、同項に、職員となり得る者について、次のとおり規定されています。(※) ・ 副園長 ・ 教頭 ・ 主幹保育教諭 ・ 指導保育教諭 ・ 保育教諭 ・ 助保育教諭又は講師 ※職員については、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項に規定される保育士登録を受けていることが原則必要です。 なお、現在は子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項による新制度施行後の経過措置期間（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に該当するため、幼稚園の教諭の免許状取得又は保育士登録のどちらか一方のみで差し支えありません。 職員を適切に配置して、園児に対する教育及び保育活動の質の向上に努めてください。
改善方法	基準に規定されている職員の数を確認するとともに、有資格者を適切に配置してください。
基準	第5条第3項（職員の数等）

事例番号	2	分 類	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況
指摘内容	園則に規定すべき項目について、不足がある又は実態と整合していない。		
指 摘 例	園則に規定されている次の項目について、実態及び重要事項説明書と差異があることを確認したので、整合を図ること。 ・教育又は保育を行う日時数（教育標準時間認定に係る教育時間） ・保育料その他の費用徴収に関する事項（父母の会費） ・その他施設の管理についての重要事項（避難訓練の実施頻度）		
解 説	園則に規定すべき項目について不備がある事例です。 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条に、幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項について、次のとおり規定されています。 ・学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ・教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ・保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ・利用定員及び職員組織に関する事項 ・入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ・保育料その他の費用徴収に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項 これらの項目に不備がないか、また内容に整合性があるかどうかを確認してください。		
改善方法	園則に記載すべき事項に不足や誤りがないか、また実態及び重要事項説明書と整合しているかを確認した上で、不備がある場合は改正手続きを行ってください。		
施行規則	第16条（幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項）		

第3章 適正な施設運営のために

児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）がその設置の趣旨に沿って事業の公共性と適正な運営を確保するためには、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」をはじめ、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準」やこども家庭庁通知等をよく理解し遵守しなければなりません。

施設の運営は、公費を主たる財源として行われる極めて公共性の高いものであることから、その経理状況及び経営状況を常に明らかにし、会計の透明性と公平性を確保する必要があります。

また、利用者の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するためには、教育及び保育の質の向上に努めなければなりません。そのためには園児に対する教育及び保育について「計画」・「実践」・「評価」・「改善」のサイクルを繰り返し、外部研修や内部研修等を行うことで、職員の資質の向上に努める必要があります。

市としまして、幼保連携型認定こども園における教育及び保育内容の質の向上や適切な事務処理等が行われるよう、施設運営に有効となる情報提供等を行っていきたいと考えています。

今後とも、幼保連携型認定こども園を利用している利用者の最善の利益を第一に施設運営を行うようお願いします。